

東京都総合環境アセスメント試行審査会（第8回）

平成13年3月28日（水）
都庁第一本庁舎33階N6会議室
午前10時開会

清水会長 皆様、おはようございます。朝早くからありがとうございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますが、本日の議題等で特に非公開とすべき事項がありますでしょうか。

小島課長 特にないと思います。

清水会長 特にないということですので、会議に入ります前に、本日は、傍聴を希望する方がおられますので、傍聴人の数を会場の都合から30名程度としたいと思います。

傍聴人を入場させてください。

（傍聴人入室）

清水会長 お待たせいたしました。ただいまから、第8回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。

委員の皆様方には、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、会議次第にございますように、「都市計画道路『放射5号線・三鷹3・2・2号線』の環境配慮書に対する答申案の検討について」ということで審議を行うことといたします。

今回の答申の起草に当たりましては、第1分科会の亀山座長が起草作業の中心となられましたので、亀山座長からその点について最初にご報告をお願いいたします。

亀山座長、よろしくお願いをいたします。

亀山第1分科会座長 それでは、答申案についてご説明いたします。

初めに、答申案の起草状況についてでございますが、平成12年2月14日の第7回総合環境アセスメント試行審査会におきまして、第1分科会からの報告として、その答申内容がおおむね確認され、その後は、答申案の起草作業に入ることとなりました。

この第1分科会からの報告をもとに、清水会長から、答申の起草委員にとのことご指名があった第1分科会の委員の皆様と起草作業を進めてまいりまして、清水会長、大崎副会長、磯部第2分科会座長等と調整を図りつつ今回の答申案を作成いたしました。

この答申案につきまして、資料1によりまして、ご報告申し上げます。

これにつきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

小島課長 それでは、事務局からご説明させていただきます。

まず、本総合アセスメント制度でございますが「東京都総合環境アセスメント制度施行実施要領」の「目的」のところにもありますように、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある対象行為につきまして、計画等の立案段階で、より環境に配慮したものに調整していくための手続でございます。この

ことは、これからご説明させていただきます答申（案）の「答申に当たって」のところにもごさいませけれども、あくまでも環境の側面から比較評価を行い、これに関する情報を広く公開し、都民や関係区市長等の意見を聴きながら、計画をより環境に配慮したものに調整していくための仕組みであるということでございます。

本制度は、もっぱら環境面から評価するものであって、事業の必要性自体について直接判断するものではございません。しかしながら、本制度に基づく環境面からの検討結果を実施主体の意思決定に確実に反映させていく必要があるということで、そういった観点からこの答申が作成されているということでございます。

それでは、この案につきまして、こちらから具体的にご説明いたします。読み上げさせていただきますので、お聞きいただきたいと思います。

《 答申（案）朗読 》

〔略〕

清水会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから、逐次ご意見を賜りたいと思いますが、少しずつ分けて伺っていくのがよろしいかと思いますが、そういうことで始めさせていただきます。

もし、進行具合につきましてご意見等がありましたら、いつでもご遠慮なくご発言をいただきたいと思ひます。

それではそういうことで始めますが、まず最初の1ページから2ページ目にかけての「答申に当たって」の文章についてはいかがでしょうか。何かご意見がありましたら、どうぞご遠慮なくご発言ください。

橘委員 些細なことですが、真ん中からちょっと下あたりに、「地球環境に制約があることを前提に」とございますが、キャパシティのことを言っているのだと思ひますが。

清水会長 これは、最近、こういう言い方で、地球環境問題をまとめたときに、「地球環境の制約」と言っていますが、「地球環境のキャパシティ」と言ってもいいかもしれませぬ。

橘委員 「環境の制約」と言うと、わかったような、わからないような気がします。

清水会長 では、「地球環境の容量」ですか。

橘委員 じゃないかなと思ひます。

清水会長 「容量」と言ってもまたわかりにくい点があるんですね。エコロジーの循環、自然浄化能力の範囲内ということが一つ言われています。それと、地下から掘ってきたものを使って物をつくるなどというようなことも言われています。つまり、負荷量が増えるからということになります。ですから、その辺をまとめて「地球環境の制約」というか、要するに、人類が地球環境の制約にぶつかったことを初めて自覚した世紀だと言われております。

橘委員 あえて言えばということです。これで意味はわかると思いますけど。

永井委員 これは、サステナブル、「持続性」という意味ですよ。

清水会長 ええ。それで、この制約の範囲内でやるということのを別の言葉で言えば、「持続可能」になる。そのことを英語ではサステナブル・ディベロップメントと言うのが昨今のキーワードですけども、皆同じ意味合いではないかと思えます。

橘委員 ただ、最近、何でもすぐに「地球環境」に飛んでいってしまう傾向があるのですけれども、空疎な感じが私はいつもしているのです。

清水会長 あまりにも基本的なキーワードだからかもしれませんね。でも、「地球環境の容量に」くらいにしておきましょうか。

私は、「容量」くらいの言葉があれば、一般の人にはわかりやすいかなと思います。

小島課長 この「容量」につきましては、いま会長がおっしゃってくださったように仮に「容量」という言葉を加えてもいいかと思えますが、考え方は、器だけではなくて、資源としての有限性みたいなものがあると思えます。そういったことを考えたときに、「容量」という言葉を入れた方がよりふさわしいかどうかという、それも含めた形で「地球環境の制約」という言い方もやはりあるのかなという気がいたします。「容量」という意味ももちろんございますので、そういう表現もあろうかなと思います。

清水会長 「容量」とつけてはいかがでしょうか。要するに、人類の生存基盤が宇宙船地球号というわけですから、これはつまり容量ですよ。

松田委員 地球環境面での制約があることを前提にすれば、日本語的にはまだわかりますね。

清水会長 では、そのようにいたしましょうか。

事務局もそれでよろしいでしょうか。

「地球環境面での制約があることを前提に」と。

2ページまでのところで、ほかに何かございますか。

龜山第1分科会座長 細かいことですが、1ページの下から2行目、「もとより、本制度は、計画をもつばら環境面から」とありますが、この「もつばら」という言葉はなくてもいいように思いますので、削除しておいた方がよろしいのではないかと思います。

清水会長 事務局、それでよろしいですか。

小島課長 はい。

清水会長 では、そのようにしましょう。

亀山第1分科会座長 2ページの「今回の試行対象計画について」の2行目のところで、「可能な選択肢の幅が狭くならざるを得なかったように見受けられ」という表現になっていますが、これは、「狭くならざるを得なくなり、本制度が予定する典型的な事例であったとは言えない」と明確に言っておいた方がよろしいのではないかと思います。

清水会長 そうですね。そういたしましょう。「可能な選択肢の幅が狭くならざるを得なくなり本制度が予定する典型的な事例であったとは言えない」で、事務局、それによろしくございますね。

小島課長 はい。

橘委員 似たようなやりとりの面では、最後から二つ目のパラグラフで、「なお、今回の事例においては……データが十分であったとはいえない面があった」とありますが、学生がこういうことを書いてきますと、私は真っ赤にしますけどね。「十分であったとは言えない」と言い切ってはいけないのでしょうか。

磯部第2分科会座長 その点は私も気になりますが、後の本文の中では、おおむねよろしいと書いてあるわけですね。だから、苦勞の表現なんだろうとは思いますが。

清水会長 そこなんですよね。後の方で分けて書いているわけですが、大気汚染については、有意な差が見られず、比較評価できなかつたと書いてあるわけですが、騒音・振動については、定性的な感じで、ある程度、緑地帯の幅が広いものと狭いものがあれば、多少ともその違いがあるだろうと、目で見ただけでそれなりのことを書いているわけですね。それが究極的な評価であるかどうかについては、実は、絶対的な評価はできなかつたということで留保しているわけですが、それは、やや複雑なことを後ろの方で書いていることを、一言で、ここで出しておこうということの結果だと思いません。

橘委員 大気汚染については、絶対量の評価はもちろんしていませんけれども、このA、B、C案の走行条件からいくと、そういう意味では差がないわけですね。だから、排出ガスについては恐らく差が出ない。ですから、それがあいまいであるからといって遠慮する必要はないと思います。アセスメントとしてそれは同じ条件である。ただ、騒音・振動に関しては、距離減衰が違いますから当然差が出てくるわけで、それは差として当然認められると思います。それはデータが不十分であったということではなくて、もともと差が出ない条件だと思えます。

清水会長 事務局から何かありますか。

小島課長 この部分につきましては、データが、十分なものももちろんあって、中には十分であったと言えないものがあつたということでこういう表現になっていると思います。これが、「十分であったとは言えない」と言ってしまうと、すべてが十分ではなかつたという意味合いになってしまうかと思うのですが、内容的には決してそうではないと思います。ただ十分ではなかつた面があつたということではないかということで、内容に即した表現になっていると事務局では考えております。

磯部第2分科会座長 日本語としては、「データが十分とは言えない面もあつた」で足りるのです

か。

橋委員 「あった」、「あった」が、文章としてちょっと気になるんですけど。

磯部第2分科会座長 だけど、それを防げるわけですよね。

清水会長 では、前の「あった」のところを飛ばして、「データが十分とは言えない面があった」くらいのところでいきましょうか。

橋委員 はい。

清水会長 それでは、そのようにしてください。

それでは、2ページまでのところはその程度にさせていただきます、次の「審査結果」に進みたいと思います。

まず、3ページ全体について、いかがでしょうか。

永井委員 第1の「地域特性の把握及び環境影響の予測・評価」の1の3行目、「地域特性についても、少なくともそれに見合う程度には」というのは、具体的に意味がはっきりしないのですが、もう少しいい言い方がありませんでしょうか。

清水会長 ちょっとわかりにくいかもしれません。もう少し的確な言葉がありますか。

永井委員 取ってしまって、「具体的に把握し検証すべきであるとの意見があった」としてはどうでしょうか。「それに見合う程度には」というのが、わかりにくいので。

磯部第2分科会座長 ケース・バイ・ケースだろうと思います。地域特性は常に具体的でなければいけないと言ってしまうと、実はこの第2分科会にもかかわるのですが、抽象度が高いレベルでの段階での計画は、かなり抽象度が高い地域特性評価にならざるを得ないだろうと思います。だから、この「見合う程度」という表現は、法律用語で言うと比例原則といいますが、対象の具体性の程度に対応した程度の一つの意味合いを持ったものだと思います。

清水会長 これは、文章の構成もそうになっていますが、1行目は、そもそも基本的な教科書によれば、「地域特性の把握は、おおむね技術指針に沿って」となっていますが、このケースが典型的なパターンではないということが書いてありますね。どのように違っているかと言えば、事業の具体性に迫ってからの問題であるということがあって、そういうことならばということで、何となく比例原則的な感じがあったのだろうと思います。

橋委員 私も、あらかじめ読んだときにここは2回読み直して、頭のバッファメモリに入れ直しながら読んだような感じがしました。ここはやはり文章として複雑になっていると思います。

清水会長 もう少し名案がございませうか。

橋委員 「なお、本計画において示されている事業内容の具体性の程度が高い以上」を先に持ってきて、「地域特性の把握方法等については、さらに具体的に把握し検証すべきであるとの意見がある」がよろしいのではないかと思います。

永井委員 その方がいいですね。先に「具体性の程度が高い以上」と書いてありますので、「具体的に」と言っても構わないと思います。

清水会長 それでは、事務局、そういうことで、言葉の順序を変える工夫をしてください。「少なくともそれに見合う程度には」は省くということですね。

大坪副参事 確認をさせていただきます。

読み上げます。「なお、本計画において示されている事業内容の具体性の程度が高い以上、地域特性の把握方法については、さらに具体的に把握し検証すべきであるとの意見があった」でよろしいでしょうか。

清水会長 そういうところでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

亀山第1分科会座長 「おおむね」という表現が多くて、何とか減らせないかと思っています。第1の1と2のところ、「おおむね技術指針に沿って行われている」のがありますけれども、これは最初の審査結果のところ、要は、これはおおむね指針に沿って行われていると書いてあるわけですから、1の最初の1行と、2の最初の2行は、むしろない方がいいと思います。上で言っていることの繰り返しになっていると思いますので、ない方がよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

磯部第2分科会座長 確かにそういう感じもありますが、これは前書きというよりも、一種の結論ですよね。判決主文のような。審査をしたところ、こうだったと。それをさらに要素に分けて第1から書いてあります。いまおっしゃるように、それぞれの1行目、2行目を取ってしまうと、注文だけが残るわけですね。となると、やはり、繰り返し感はありますが、形式上はこの方がいいのではないかなと思います。

亀山第1分科会座長 わかりました。

清水会長 そういう感じかなと思いました。

亀山第1分科会座長 それから、「審査結果」の文章の下から2行目に「また、計画決定した際には」とありまして、もう1カ所後ろにも出てきますが、これは、「計画決定をする際には」という表現にした方が、いろいろ意見を聴きなさいというように表れると思います。

清水会長 もう1カ所後ろにもありましたね。そこもそういうふうにするということになりませんか。ただ、「する際」と「した際」では、違いがあると思うが。

小島課長 この「計画決定した際」の「した」というのは、この総合アセスの審査結果をもとに実施主体がまず事業を選択することになると思います。その後いろいろな形でまた動きが出てくるかと思いますが、「その際に」という意味も含めて、ここでは「計画決定した際には」となっております。ですから、ここの3案からこれを選びますよというか、答申あるいは環境局長意見を踏まえた後に実施主体が事業を決めていくこととなりますが、決めた後にその事業の必要性、策定の経緯などについて、都民にわかりやすく説明をする、こういう時点を考えておりますので、「する」ではなくて「した」という表現になっております。後ろも同じような位置づけでなっているわけでございます。

亀山第1分科会座長 意味はよくわかります。おっしゃることもよくわかります。ただ、表現上、

計画決定というのは、法律的な用語としてありますし、現に「都市計画決定」という言葉もあるわけですから、ここにおいて言っている「計画決定」は、いま言われたようなことだということがわかるように書かれていなければならないのですが、そうでないときに「計画決定」という言葉が使われると、例えば都市計画決定みたいなものをイメージする方もおられるだろうと思います。ですから、言葉足らずでこの表現をされるのはよろしくないと思っています。

小島課長 趣旨はそういうことですので、表現を、より工夫ができればと思います。

清水会長 要するに、仮の話だけれども、どれかの案を基調に選択して実施しようと決心するとすれば、その際にしっかり説明しなさいということになるわけですが、それは、「決心する際には」と言ってみると、内部意思の構成プロセスですからね。ものを外に言うことになると、ある意味では、「した際には」でしょうけどね。しようと思っている段階でとりあえず言うというのも、ちょっと言い方がはっきりしない感じもしますが。

亀山第1分科会座長 一般的に言うと、都市計画決定は住民の意見を聴いてからなされるようなことが、手続的にはそのように行われるものですから。

清水会長 これは具体的な実施計画という意味でしょう。

亀山第1分科会座長 そうですね。

小島課長 実施計画という意味です。それをした際には、事業の必要性と、もう一つの後ろのことを説明する必要があるということですので、その決定の前に説明をするという意味です。

亀山第1分科会座長 ですから、計画を策定して示す際にはですね。

松田委員 「決定した際には」と言うと、これは過去形になるわけですね、一般的には、「する」と言うと同時進行みたいだけ。

小島課長 亀山座長がおっしゃった表現の仕方で、その趣旨は伝わるかなと考えたのですけれども。

亀山第1分科会座長 「計画を策定して示す際には」という言い方だと思います。

小島課長 意味はそういうことです。

「計画決定し、示す際には」という意味ですけれども。

清水会長 「決定」という言葉を外して、「計画を策定し」というのはどうか。「決定」と言うと、都市計画決定みたいなものが一つ言葉としてあるから。

町部長 この計画決定は、一つ上のセンテンスの末尾の方から、「事業の実施に関わる計画を策定する際には」とありますが、この「計画」を受けて、「また、計画決定した際には」と来ているわけです。けれども、いまの都市計画決定とは明らかに違う段階のものでありますので、この「計画」の前に、「事業計画を決定し、都民に示す際には」ということではいかがでございましょうか。

亀山第1分科会座長 そうですね。

清水会長 そのようなことでよろしいでしょうか。

では、いまの事務局の提案のように修正することにしましょう。

小島課長 「事業計画」と「基本計画」と両方の使い方がありますので、その言葉について、どち

らの言葉がよりふさわしいかを検討させていただければと思います。趣旨はそのとおりですけれども、言葉そのものの使い分けをしている部分がございますので。意味は「事業のための計画」ですけれども、「事業計画」か「基本計画」か、よりふさわしい言葉を調整させていただければと思います。

清水会長 それはそういうことでよろしゅうございますね。趣旨はそれでよろしいということですね。

磯部第2分科会座長 要するに、この審査会のメッセージとして、その前段にあるように町部長が言われたように、事業の実施に際しては、より環境に配慮した事業の実施に係る計画をつくってほしいと要望している。その、より環境に配慮した事業の実施計画をつくって、それを都民に示す場合には、ちゃんと説明してほしいということですよ。

清水会長 そういうことですね。

小島課長 はい。

磯部第2分科会座長 では、そういう趣旨で日本語を整理すると。

小島課長 はい。

清水会長 あと、第1については、先ほど、1と2の両方のご意見がありましたね。ここはほかによろしゅうございますか。

柳委員 いまの点ですけれども、基本計画に関してこの審査会が何らかのコメントをする際、事業計画にまで踏み込んでコメントをするということだとすると、基本計画のさらに先まで認容した形でのものを言う、そこまでこの審査会に意見付託が求められているのかどうかという点については、ちょっと疑義を感じます。

といたしますのは、基本計画をつくる前にこちらが意見を言うということは、この審査会の一応の趣旨ですが、実施計画について、そこまで踏み込んでこうなさいというところまで意見を言えるのかどうか。そういうことを前提として認めていいのかどうかについての審査が課せられているわけですから、そこまで言わなくていいような気がしますが、どうでしょうか。

清水会長 事務局からお答えがありますか。

小島課長 この部分につきましては、「説明」ということで表しております、基本計画ないし事業計画そのものまで言及するというよりも、ここで言っているのは、事業の必要性、策定の経緯などについて説明してくださいということですので、いま柳委員がおっしゃったところとは若干違う言い方に、ここではなっております。

清水会長 言葉の表現をめぐって、計画決定とか、事業計画の策定等があることと、柳委員がおっしゃっているのは、東京都の都市計画法やそういうものから、法律上出てくる段階があるようですね。基本計画とか、実際にそういうものがあるとした場合、どの段階で我々の審査は見合っているのか。そういう問題ですね。

小島課長 それにつきましては非常に大きな問題ではあるかと思いますがけれども、この総合アセスメント制度は計画の早い段階で配慮していこうということですから、その後ろに続く計画の諸段階に

ついて、言うべきものがあれば言っていけるのではないかと考えております。

ただ、どこまで具体的に言うかは、個別の案件ごとに、あるいは、制度をこれから検討していくに当たって、さらに詰めなければいけない点もあろうかと思えますけれども、基本的にはこれです、と条例アセスメントの位置づくまでの間ということになるのかもしれませんが。あるいは、それ以降、その事業が及ぼす環境影響をより低減させていこうという趣旨ですので、ケースにより異なってくると思いますが。

清水会長 もともとこの試行指針によれば、計画の早い段階でアセスメントをやるというのが基本的な趣旨です。ただ、本件の具体例は、その段階よりは事業アセスに近づいている感じがあるということですよ。

小島課長 基本計画を立てるまでというのが基本的な趣旨でございます。

清水会長 基本計画というのはどのスタンスのものを言いますか。

小島課長 条例アセスメントのための事業計画がございまして、その事業はかなり具体的な計画ですが、これのもとになる計画を基本計画と位置づけております。

清水会長 それは、都の行政作業の中のプロセスとして、そういう概念が決まっているわけですか。事業局においては、

小島課長 これは基本的な考え方ということで、「基本計画」という名前を条例等で決めているものではないと思います。考え方、概念の問題だと思います。

この緑色の資料の5ページをごらんいただきたいと思います。5ページの一番上のところ、図2ですけれども、総合アセス手続の実施時期、概念がございまして。いま申し上げましたのが、総合アセスで、環境配慮書の作成、審査意見をいただいて、環境局長が意見を述べて、事業者は、それに基づいて基本計画をつくります。これに基づいて条例アセスに入っていく、この具体的な案については事業計画という呼び方をしております。総合アセスの考え方は、一言で言うとすれば、この基本計画の策定に当たり、環境により配慮できるような意見を述べていくことが基本的なスタンスと考えております。

清水会長 そうすると、いまの問題のところはよろしいでしょうか。

柳委員 私の危ぐは、この審査会が事業計画の策定に当たってまで、お墨付きを与えるものではないということです。要するに、事業計画等にまで踏み込んで記述しますと、それはもう前提として認めているのではないかと事業主体が受け取りかねないところを非常に危ぐしております。ですから、そのような記述は、そこまでこの審査会には課せられていないのではないかと。それは本来、政策の判断になじむ問題ですから、ここでそのことについてまで言及する必要はないし、むしろ、言及したとなると、それを審査会が了承したと受け取られないとも限らないですよ。ですから、そういう文言は入れない方がいいのではないかとというのが個人的な意見です。

磯部第2分科会座長 そうすると、この2段目にある「事業の実施に関わる計画」という表現のときの計画は、何を指していたのですか。基本計画のことだと考えていいわけですか。

町部長 これは、表現上の誤解を生みやすい言葉になっているかもしれませんが、基本計画でございます。

磯部第2分科会座長 だとしたら、柳委員がおっしゃった心配はないですね。

町部長 はい。

柳委員 ただ、先ほど事務局から、事業計画にするか、基本計画にするかは検討するという話がありましたよね。だから、その辺をちょっと危ぐしました。

磯部第2分科会座長 「事業計画」という言葉はよくないですね。誤解を招くと思います。それはおっしゃるとおりです。

柳委員 前段の部分の、「終了後に、事業実施に関わる計画を策定する際には」とありますね。この部分は事業計画ですよ。

磯部第2分科会座長 そこは基本計画だとおっしゃっているから。

柳委員 これも基本計画ですか。

磯部第2分科会座長 「事業の実施に関わる計画」とあると事業計画のような気がしますよね。

柳委員 ですから、事業云々ではなくて、「基本計画を策定する際には」と改めるということであれば、わかると思います。

柏木委員 私も全く同意見です。ここの言葉とここに書かれていることはきちんと整合性をとっておかないと。ここで言う事業計画をつくるための基本計画の策定までは、この総合環境アセスの制度の中に入っているわけですよ。ただ、この基本計画の策定に関しては事業主体が決めることであって、決める際に、この総合アセスの審査意見書をよく参照してこれを決めてくださいと。

ですから、この委員会での答申は、事業者が基本計画を策定する際に極めて大きなインパクトを与える。それを踏まえて、事業計画になりますと、今度は、ここの総合アセスから実際の条例アセスに管轄が移っていくという位置づけですよ。ですから、ここの言葉をきちんと合わせれば、そういう誤解がなくなると思います。

私は柳委員がおっしゃることと同感です。

清水会長 そうすると、用語をはっきり使うという意味においては、2行目の「事業の実施に関わる基本計画を策定する際には」にすることになりますね。

柏木委員 そうです。この総合アセス手続き終了後には何になるかということ、基本計画は決まっているんですね、この図でいくと。基本計画は決められていて、その基本計画に沿って事業計画を立てる。そこがコンフューズしているわけですよ、ここは。

町部長 ここは、いまの絵に「審査意見の尊重」とありますね。ここまでのことととどめる表現にする必要があるということかと思えます。

清水会長 それは、こちらの文章の方ではどのようにするということでしょうか。

亀山第1分科会座長 手続き終了後に基本計画をつくるわけですからね。

小島課長 いまの趣旨で修正すると、「審査結果」の上から7行目くらいになるでしょうか、「本

審査会としては、実施主体に対し、本総合環境アセスメント手続終了後に、事業の実施に関わる基本計画を策定する際には」ということで、ここに「基本」をまず一つ入れます。それから、下から2行目、「また、計画決定した際には」のところに、「基本計画の決定をした際には」というようなことで、いまの趣旨が生かされると思います。

ただ、基本計画と実施計画につきましては、先ほど、基本計画というものは、条例で決めなさいという形ですべて決まっているわけではありませんので、これは必ずその二つなのか、あるいは、一段階的なものなのか、もう少し段を踏むものなのか、いろいろなそういう段階があるかと思います。

意味としては、中ほどにある「事業の実施に関わる計画」ということで、その辺は完全な明確な姿ではこの案では出ていないということでございますけれども、考え方は、「基本」と入れれば、その部分が明確になるということだと思います。そういう形で修正するのが一番適切であろうと思います。

清水会長 はっきりさせる意味では、「基本」を入れて「基本計画」とした方がいいですね。

小島課長 はい。

清水会長 ということでよろしゅうございましょうか。

では、そういうことで、「基本計画」にしてください。

第1については、これでよろしゅうございましょうか。

松田委員 2「環境影響の予測及び評価」のところで、私も、なるほどと思いながら読んでいたのですが、よく読み込んでみると混乱してしまいました。「ただし、大気汚染の予測・評価に関しては、各案の予測評価結果の間に、明瞭な比較評価を行えるほどの有意な差が見られないため、どの案が大気環境に最も配慮されているかという評価は困難である」というところですが、つまり、予測評価結果の間に有意な差がないということであれば、普通は素人的に考えると、どれも同じだと考えます。それが、なぜ「評価が困難である」となるのか。

つまり、これはどれも有意な差がないのだから、大気汚染についてはどれも同じ程度ですよという表現ではだめですか。そういうように受けとめてしまうわけです。普通、有意差がないとなると、同じだと考えると思います。

清水会長 これは、比較をしようというか、相対評価ということでしょう。

松田委員 「おおむね技術指針に沿って行われている」とあって、おおむねそのとおりにやっていて、有意な差がないということであれば、環境については、A案も、B案も、C案も同じだと考えますが。

清水会長 そういうことですが、相対評価という視点を持っているわけです。そのときに、データが足りないから絶対評価に及んでいないだということを後のところで言っているわけです。

松田委員 わかります。そこがわかっているから読み込んだんですけど、普通に順番に読んでいった場合、その辺を知らないで読むと、同じじゃないかと感じてしまうのでは。

おおむね技術指針に沿って行われているのですが、この技術指針の範囲内では有意な差が見られないのであって、これをもってすべて評価するのは困難であるということならわかります。だか

ら、もう一言言うか、あるいは省くか、どっちかにしないと、素人的にはわからなくなってしまうという気がしてきたわけです。

だから、後まで全部読めば、そういうことだったのかということがわかると思いますが、順を追って読んできた場合、これは一緒でしょうということになるかもしれない。

清水会長 ここで書いてあることは、最初の2行で、おおむね沿っていると。これは、項目の選定とか、評価の手法についてはおおむね沿っているということをもまず書いてあるわけだけど、それについて言えば、しかし、評価で、その質的な中身についてはどうなのかがまさに問題なわけですね。そのことについては言うとおこうということでありまして、「また」以下で、玉川上水については不十分だからということを行っているわけですね。ひるがえって、公害系についてはどうかということでありまして、しかも、その中で、大気汚染のところだけが、騒音・振動の公害系に比べて、大気汚染の突っ込みが足りないという印象を持っているわけです。ですから、どれがいいかという評価はできなかったと書いてあるのだけれども、その前の書き方が.....。

松田委員 ちょっと一言ないと、普通に順を追って読んでいった場合、有意差がないのであれば同じだと受け取られるので、素直に読んでいくと、このところがつながらないんです。

私も最初は、なるほどなるほどと読んでいったのですけれども、知らない人が読んだら、あれっと思わないかなということでも発言したわけです。だから、おおむね指針どおりでそういうことなただけけれども、ここはまだ有意差はないけれども、そういうことで配慮されている、というように評価しきれないということをおっしゃると、わかると思います。

商品テストの結果などでは、有意差がない場合には同じレベルだと考えるわけです。

清水会長 では、表現は事務局で検討していただくことにしてはいかがでしょうか。おっしゃることは皆様わかると思います。

分科会座長、いかがでしょうか。

亀山第1分科会座長 この場ですぐにはできませんので、少し預らせていただいて、修正いたします。

橘委員 この第1のところは、地域特性と環境影響のことが、次の第2以降の、ある意味ではサマリーにもなっているわけですね。そうすると、環境影響のところで大気汚染だけが出てきていて、それもいま議論になったように、差がよくわからないということだけが前に出てきていて、騒音・振動とかその他の項目についてここで要約しておく必要はないでしょうか。

亀山第1分科会座長 むしろ、全般的なことについては、「地域特性の把握」のところでも「より具体的に」という言い方では触れていると考えておりまして、「環境影響の予測及び評価」の部分で、大気汚染に差が見られるような、比較し得るような予測評価手法がとられていないことが問題であるということをおっしゃる形になっているわけですね。

ほかの項目の大気汚染以外については、予測評価について差が見られるような方法がとられていたけれども、大気汚染については、差が見られるような方法がとられていなかったということです。

橋委員 最初のこれに含まれているわけですね。わかりました。

清水会長 後の書き方との見合いで、ここだけがただし書の形で出てきているのは、そういうことですね。

では、先へ進ませていただきます。

4ページから5ページにかけての第2のところでは何かございませんか。

橋委員 いまごろこんなことを言うと怒られるかもしれませんが、もちろん今回のこれの件に関しては、玉川上水的环境は非常に大きなポイントであることは確かですが、よく考えてみると、三鷹3・2・2号線についてはほとんど言及されていません。それはよろしいですか。ほぼ放射5号線だけについての評価になっているようですが。

一応、配慮書を見ると、組み合わせで提案されているわけですね。確かに、三鷹の方は普通の道路で、同じように築堤が一応設計されていて、言及すべき点も少ないような道路であることは確かですが、一応対象になっているので、何も言及しないというのもどうかと、いまになって気になってのですね。

清水会長 玉川上水に重なっているところは言っていますが、そうでないところについては、3・2・2号線も含めているんですね。

亀山第1分科会座長 含めて言っているつもりです。玉川上水の記述が非常に多いものですから、どうしてもそちらだけにしか目が行っていないように取られるかもしれませんが、全体に対して言っているつもりではあります。

清水会長 この絵で見ると、分けて書いてありますが、どちらも緑地帯の幅はちょっと違うけれども、基本的な発想は大体似ているという認識ですね、これは。

橋委員 これを見ると、玉川上水ばかり出てくるから、玉川上水のことしか頭がないように見えてしまうんです。

清水会長 四角の中の書き方でしょうかね。3行か2行、この案はこういう案だと言ったところが、玉川上水をまたいでとなると……。ここで絞っているからでしょうね。

亀山第1分科会座長 わかりました。四角の中をもう少し考えたいと思います。

清水会長 上下ちゃんと見ているんだと書けばいいと思います。

それでは、そこはどのように修正するというのでお願いします。

亀山第1分科会座長 この四角は要らないと思いますので、むしろ外した方がいいかと思います。

清水会長 そうかもしれませんね。

いかがでしょうか。

大崎副会長 玉川上水の取り扱い方について、自然環境としての玉川上水だけでなく、史跡文化財、歴史的環境とかそういうものが出てくるのですが、それは必ずしもこの審査会では議論にならなかったかと。それをどのように評価するのか。評価もこの審査会の仕事なのかどうかということに若干の疑義といいますか、教わらないとわからない点があって、その辺をどう書いていくのかなと

ということが、玉川上水に関してはあるのかという気がしますけどね。要するに、歴史的価値があるものは、同時に自然環境として価値があるものについてはそのまま包含していて議論の中で使われてしまうのですけれども。

それと、最近、「環境」という言葉が非常に広く使われていて、例えば、「歴史環境」もその言葉の一つですが、「政治環境」とか「財政環境」とかいう言葉になると、ここで論ずる環境の話とはまちまちちょっと違うと思います。だから、「歴史環境」も、歴史の部分は、必ずしもこの後で当然議論をする話ではないのかなという気がちょっとして、玉川上水に関しては史跡環境は当然守らなければならないという常識が入っていると思いますので、あまり疑問には思っていなかったのですが、ちょっとどこかで工夫というか、何かしておいた方がいいのかなという気がしてきました。

この場合は別として、さらにその先でいろいろやっていく場合に、「歴史環境」という言葉に惑わされるといいますか、例えば忠魂碑が建っているところの環境がいいと、その環境を守りましょう、ついでに忠魂碑も守りましょうなんて言ったら、これはやはりいろいろな意見が出てくるだろうと思います。そういう意味で、歴史的価値があるということの中には、使い方に気をつけないといけない要素があるかなと、これは私の感触ですが、そのように思っています。

清水会長 ここで考えているのは、恐らく、ごく常識的な意味で、玉川上水が存在する自然というものに着目し、同時に、その自然が歴史的な文化遺産的価値が高いということがその中身としてあるということで、不可分ではありますから、歴史は論じないで自然環境だけ論ずると言ってみても、こういうものはくっついているということではないかと思います。そういう感じで来ているのではないのでしょうか。

大崎副会長 この場合、要するに、具体例としての放射5号線、三鷹3・2・2号線で議論している間は、特に異論はないのだろうと思います。ただ、それが今度、一般論として広がっていった場合には、ちょっと気をつけた方がいい言葉ではないかなという気がするものですから、ちょっと言わせていただきました。

清水会長 その問題は、場合によっては、付記の中に、「今後の検討課題」が幾つか出てまいりませぬけれども、あるいは、その中でもし触れられれば触れるということかもしれませんね。

大崎副会長 はい。考えていただいて、言う必要があればという感じです。

清水会長 ここは事務局でちょっと考えてみていただけますか。

町部長 いまの歴史的な遺産についての今後の事業にどう影響が出てくるかという観点からのお話だと思いますけれども、いま、環境というジャンルの中で、史跡文化財も重要な構成要素の一つとして、環境影響評価の中では常にその対象として取り上げてきている面がございます。自然環境と一体になっているもの以外についても、いま、環境というものはそういうものを含めて対象にしているということで、あえて歴史のみの構造物等についての扱いを行う付記の中で議論を残すことについては、いまの条例環境アセスメントの取扱いとも異なってきますし、史跡文化財がもうすでに環境の要素として定着しているという理解をしておりますので、その点については、あえてここでまた触れ

なおすことはいかがかなという感じがしております。

大崎副会長 やはり「環境」の定義は時代を追って変わってきていると思います。そういったことについて、例えば私が不勉強で知らなかったという側面もあるのかもしれませんが、非常に幅広く使われていく可能性がある言葉だけに、ちょっと気をつける必要があるだろうという意味で申し上げました。

町部長 わかりました。歴史的なものについて、すべて何でもということではなくて、それぞれについて、そのケースに応じて専門的な観点からの検討をしていただくという形で進めさせていただきたいと思います。

清水会長 6ページまでのところで、ほかにいかがでしょうか。

亀山第1分科会座長 5ページですけれども、最初ががついている文章の下側の「A案に比べて、沿道側に1.5m」の「1.5m」というのは、玉川上水の区間だけの話でして、全体で言うと1.5mはありません。ですから、これは、「沿道側により広く設ける緩衝帯」という表現が妥当だと思います。

同じく次もそうですが、「玉川上水側に広く設ける」と、これは「玉川上水側に」と書いていますが、3.5mであることに意味がそれほどありませんので、「広く設ける緩衝帯」として、こういった数値は除いておいた方がよろしいだろうと思います。

清水会長 事務局、それはよろしいですね。

小島課長 はい。

松田委員 これは、私がさっき申し上げたことと同じですが、6ページの一番下の2行です。「なお、大気環境への影響については、各案の予測評価結果の間に有意な差は見られないため、その比較評価は困難である」ということですが、困難というよりも、これだけだと有意差が見られないから評価は同じであるという雰囲気と考えられるだろうということで、なぜ、「比較評価が困難である」と表現しなければいけなかったか、その理由を、予測評価の方法に、必ずしも十分とは言えないということをちょっと入れていただくと、わかりいいかと思います。

これは、私がさっき申し上げたところと共通する問題です。普通で言えば、有意差が見られないから比較評価は同じ答えであることになるはずですが。

清水会長 その点は先ほどと同じ問題なので、この文章構成との関係があるので注意していただきたいのですが、太い字で書いてあるところは、AよりもBの方が環境影響が軽減される可能性がある、まず言っていますよね、まとめて。ところが、この環境影響の中身が、たとえば、「公害系と大気汚染系に分けて言えば」と言って、大気汚染系はそのように比較して、こっちがよい可能性があるということも言えないよということで、留保しているという書き方ですね、これは。

そうすると、仮に同じであるとした場合は、1行では言い表せないから、主文は可能性がある、しかし、内訳で言えばこうだという文章になっているから、いま松田委員がおっしゃるようなことでしょうか。

柳委員 これは、大気環境を評価される専門の先生が、評価しろと言われても評価できないのではないか、そういうことを言いたいだけの話ですよ。

松田委員 ですから、その辺の話をちょっと一言入れればわかると思います。ただ、有意差がないことで比較評価は困難だとするから、頭でつながらないと、素人的にはそう考えるわけです。これは一般論としてもわかりづらいのではないかと思ったわけです。むしろ、そのことをはっきり言った方がいいのではないか。評価が困難な理由を前面に出した方がいいのではないかと思うものですから、そう申し上げました。

清水会長 問題は前のところと同じ趣旨だと思いますから、事務局の方で、工夫してください。

松田委員 もし、評価が困難であるということにしないのならば、「有意な差は見られない」で止めておけばいいと思います。

清水会長 それでもいいかもしれませんね。事務局の方で練ってみてください。

松田委員の問題指摘はさっきのところと同じですね。

柳委員、そういうことでよろしゅうございますか。

柳委員 これは多分、制度設計自体の根幹の問題にかかわっているんですよ。結局、大気環境については有意な差が見られなかったというのは、そういうような手法の設定自体がそもそもの問題というところを言いたかったのだらうと思います。だから困難であると。だから、それは今後、制度を設計するときに、こういった具体的な計画があるような場合には、もう少し実態調査をして、それで評価をしよう。そこまで踏み込めない制度が前提になっているので、比較は困難であるということにとどめて、ある意味では批判ですけれども、そういう形になったのだらうと個人的には思っています。

松田委員 そうなんです。有意差は見られないけれども、こういう前提だから実は比較評価が困難であるというところまで、書ければと思いました。

清水会長 簡単に言えば、比較評価ができるだけの十分なデータがなかったということですね。

松田委員 はい。この予測評価では有意差が見られなかったけれども、なおさらに比較評価するためには、もう少しデータが必要だみたいなことを書いていただくと、本当は私としては満足です。

橋委員 先ほど私からも言いましたけれども、道路の車線そのものは、A、B、C案ほとんど変わらないわけですよ。緩衝空間は違いますけど。ですから、排出の条件はA、B、C全く同じだと思います。広域での汚染の問題は甲乙つけがたいというか、条件が同じですから同じ結果になると言わざるを得ないわけです。だから、評価できないというもおかしいなと思います。要するに、差がないということにすぎないのではないかと思います。

これが、例えば、極端な場合には、トンネルにするなどという条件が全然違いますけど、平坦道路で同じ条件で走っているわけですから。この差だけでは交通量に変化があらわれるはずがないし。

磯部第2分科会座長 そうなると、話がちょっと違いますね。「差がない」というのとは、もっと詳しく調べたら差は出るかもしれないけれども、いまの段階ではわからないというのとは。

橋委員 しかし、なぜ差が出る可能性があるのかなと、私もさっきから考えているんですけど。

磯部第2分科会座長 そうだとすると、この文章は極めて正確だということになりますね、「有意な差が見られない」とあるのは、だから評価は困難だ、いまの段階ではできないと。

先ほどから松田委員がおっしゃったのは、もっと調べたら差が出るだろうということが前提なのではないですか。

松田委員 出るか出ないかわからないということです。調べたら出るかもしれないし、出ないかもしれない。ただ、いまの評価基準の中では、要するに、その範囲内では評価はできないのだということとはわかりますが、有意差がなくて、いきなり、評価は困難であると文章がつながっているから。

文章的に、一般的に、有意差がなかったら、それはそういう評価なのであって、困難とは言えないのではないかとということを申し上げたかったわけです。

磯部第2分科会座長 有意な差がないから、いまの段階では困難だと。

松田委員 それを入れるならよいと思います。有意差が見られないから評価は困難であるという文章だけでは、なぜそうなるのかが不明確だと。つまり、有意差が見られないという評価が出ているじゃないかと言えると思うということです。

清水会長 では、「有意差は見られない」で切って終わっておいたらどうでしょうか。つまり、「比較評価は困難である」というこの言葉の表現について、委員の間で、日本語の受けとめ方にちょっと違いがあるように私には思えます。

永井委員 どちらを言いたいかということですね。つまり、このような評価手法では比較評価は困難であるということと言いたいのか、このデータでは有意な差は見られないけれどもということなのか、どちらを言いたいかということですよ。だから、もうちょっと違った評価方法があるのではないですか、そうしたら差が見られるかもしれませんよということと言いたいのか、どちらですかということではないでしょうか。

清水会長 そこはどうですか。車の排出ガスの影響の測定方法について。

永井委員 しかし、これはそれぞれA案、B案、C案と、住民側への環境影響が、緩衝敷設帯の幅によって違ってくるといって評価ではないんですか。

清水会長 大気の方は、これだけの距離では有意差が出てこないというのが普通の見方です。

永井委員 緑が少し吸収するとか、そういうことはないんですか。

清水会長 そういうこともあるかもしれませんが、だから、手法の問題があるのかもしれないけれど、そこを含めて事務局の方で整理してください。

小島課長 ここは、各案を比較した場合の意見になっておりますので、比較した場合ということで、「有意な差は見られないため、その比較評価は困難である」と事実を書いてあります。それと、比較の仕方につきましては、最初にありますように、おおむね技術指針に沿って行われているということがございます。そして、この予測評価の手法ですけれども、アセスで一般的に行われている大気予測評価、これにより行われているということだったと思います。

ただ、その結果、ここにございますように、有為な差が見られなかったと。これが一般的なアセスで使われている大気予測手法に基づいてやった場合には、有為な差が出ていないのが事実で、それ以上のものを求めるかどうかについてはまた別の話かと思います。一応、出されている環境配慮書の中では、一般アセスに用いられている手法によって予測評価がなされ、その結果では有意な差が見られなかった。したがって、比較というところでは困難であるということと考えております。

橘委員 日本語の問題だと思いますが、比較評価というのは、例えば二つのものがあって、こっちが大きい、あるいは、両方とも等しいイコールの場合もあり得るわけです。イコールであれば比較評価できないということではないと思います。

清水会長 だから、これは切ったらいかがでしょう。というのは、なぜこれが出てきたかという、頭の書き方の反射です。片方が片方よりもいい可能性があるということで包括しているでしょう。しかし、大気のところは、そうはならないねということがこの一番最後のなお書きです。それだけのことなのでね。

小島課長 もし、問題なければ、「見られない」のところでは切る書き方にさせていただければと思います。

清水会長 それでも、上の書き方からすれば、上でAよりBが、という比較した言い方をしていますから、どちらがどうかという言い方をずっとやっていますよね。最後の段階で、大気環境についての影響については、それが言えないということだから、その限りでは手法に問題があるか、この段階の評価の結果に問題があるかということとはわからないけれども、比較はできないということとどめるということになりますね。

柳委員 環境配慮書の46ページに「評価結果」というものが出ていますよね。この評価結果を見ると、3案とも同じことしか書いてないので、結局、有意な差というのは、測定して云々ということもあるでしょうけれども、ここに書かれたことに違いがないので、A、B、Cの三つを比較してどうしろと言えと言っても、同じことが書いてあれば評価できないのではないかと。こういうことがあるのではないのでしょうか。

清水会長 では、どのようにしたらよろしいのでしょうか。

柳委員 各案を比較して評価しろという要請のもとで書いているわけですから、ここで、環境配慮書を見ると、有意な差というよりも、有意な差と言うと統計上の用語を使っているの、何らかの配慮があったのかなと考えてしまうから、なおさら難しいのかもしれないですけども、特段の差が見られないと。「特段」というよりも、同一の記述だということですからね。だから、同一の記述で比較の評価をしろというのは難しいというのは、それは確かにそのとおりだろうと思いますけど。

橘委員 そうではなくて、この条件で計算すれば同じ結果になりますということだけであって、アセスメントの手法でやれば同じですというのが結論だと思います。できるとか、できないではなくて。

亀山第1分科会座長 もう一度申し上げますと、第1分科会では、このことに関しましては、評価の手法の問題として、差がでるような評価の手法がとられていないということが言われていました。

ですから、そのことがわかるような書き方にいたしますので。

清水会長 それでは、そういうことでひとつよろしくお願いします。

花房委員 C案についてですけれども、公害系項目である騒音・振動による沿道環境への影響軽減効果があるというのは、この審査会の中でも話には出たと思いますが、結論として、新たな緑地空間、親水空間が創造されるというように積極的には評価しなかったかと思います。同様に6ページでもC案については、「B案と同様に沿道側への騒音・振動の影響が軽減される可能性があり、また、新たな緑地空間及び親水空間が創造される」とありますが、確かに、騒音・振動の影響の軽減については、この審査会の中で話し合われましたけれども、暗きょ化が、都の歴史環境保全地域の指定の趣旨とも合致しないということで、結局こういった積極的な評価にはならなかったかと記憶しています。

清水会長 四角の中は、さっきの話では、全部やめてしまうことになっていましたか。

亀山第1分科会座長 そうではなくて、四角の線を取ろうということを申し上げました。

清水会長 いまの緑地空間の話は、配慮書の中には書いてあって、それは違うじゃないかという意見は一つもなかったんですね。これは、そういうことの反映です。だから、この案はこういう案だということは、一応書いておいていいのではないかといいことだと思えますけれども。

花房委員 積極的な評価につながらなかったというのは、実際、C案が出た段階で、それは歴史環境保全地域の趣旨に合致しないからということがあって、その後、審査会の中では積極的な評価はなかったということです。ですが、ここでは、3カ所、同じように書かれているので、それは積極的な評価という印象になるかなと思います。

清水会長 これについてはどうでしょうか。

磯部第2分科会座長 私は、C案に関して、そういう評価があり得るということを申し上げたような記憶があるのですけれども。たまたま玉川上水だけですけれど、もしこれが歴史的な価値のないドブ川が流れていたとするならば、それを暗きょ化して緑を増やすという選択肢が一般的なケースではあり得るわけですね。そういう場合にも対応できるような客観性を備えるという意味で、この程度の記述があった方がいいのではないかと思いますけど。

亀山第1分科会座長 いままでの分科会での議論の中では、こういった文言になっていなかったかということでしょうか。

磯部第2分科会座長 なっていなかったの、そうすべきではないかということをお願いと記憶しております。

最初から、頭から却下してしまうというのは、審査としてフェアな態度ではないと思いました。

清水会長 花房委員の受けとめ方は少し厳しいかもしれませんがね。案そのものは、こういうことだということは書いてあってもいいのではないかと。しかし、結論としては、C案は歴史環境保全地域の趣旨に合致しないということを明確に書いているということですね。

花房委員 このケースに関しての比較評価という形で、A案、B案、C案についてということになるので、広げたとこまで想定しなくてもよろしいかなと思います。ただ、その旨が一文入っている

のならばいいのですけれども、そうではないので、私は少し過剰に書いているのではないかと思います。あるいは、最後の、各案を比較した場合の意見に関しては、「C案については、B案と同様に沿道側への騒音・振動の影響が軽減される可能性がある。しかし」と続けてもいいと思います。

清水会長 四角の中とは別に、下の書き方ですね。

花房委員 そうです。(3)の「C案について」の中に入っているのはよろしいとしても、2の「各案を比較した場合の意見」の中には、少なくともそれは入らなくても構わないのではないかと思います。

清水会長 これは、事務局にはご意見がとおりかもしれませんが、切ってしまうということではいかがでしょうか。

大坪副参事 確認をさせていただきますと、「C案については、B案と同様に沿道側への騒音・振動の影響が軽減される可能性がある」で切って、「しかし」が続くと。

橋委員 私は、ちょっと違う意味での問題を感じます。A、B、Cの比較をしているわけですが、「公害系項目である騒音・振動による沿道環境への影響低減効果があり」ということですが、何と比べてよりあるのか明確でないのです。

柳委員 恐らく、「新たな緑地空間・親水空間が創造されるから」という部分でしょうね。ですから、その前提に、C案については、新たな緑地空間及び親水空間が創造されるため、B案と同様に沿道側への騒音・振動の影響は軽減される可能性があるということだろうと思います。

磯部第2分科会座長 そういうことでしょうか。

大坪副参事 実は、いま橋委員からご質問があったですけれども、A案に比べ、と考えておりました。文章の流れで、「A案に比べ」というものを入れると、流れが若干変わるということもあろうかなということがありますが。

清水会長 では、入れてみてはどうですか。

大坪副参事 それでは、「A案に比べ」という形で修文するようにいたします。

清水会長 橋委員、いかがでしょうか。

橋委員 おっしゃるように、環境施設帯みたいなものが大きく取れているからということですね。わかりました。

清水会長 では、そういうことでお願いします。

それから、6ページに書いてある「C案については」というところの、「また」のところを消すということについてはいかがでしょうか。

磯部第2分科会座長 いま柳委員が言われたことで、順番が変わって、6ページのところで、遮音帯みたいなもの、緑地空間及び親水空間が創造されるから影響が軽減されるという構造になったのだらうと思ったのですが、「A案に比べ」という文章を言ってくださいると。

大坪副参事 この「また、新たな緑地空間及び親水空間が創造される」というのは、公害系の振動・騒音のことですが、それに関して述べているところではなくて、もう少し自然環境の……。

磯部第2分科会座長 6ページのところで、柳委員がご提案になったから、それを伺ったのですけれども。

柳委員 僕が提案したのですけれども、多分、それは、C案については、A案に比べて、B案と同様の云々の可能性がありというのは、それはそのまま生きたのではないのでしょうか。

磯部第2分科会座長 そうということです。

大坪副参事 それで、花房委員のご提案は、「また、新たな緑地空間及び親水空間を創造される」という文書を削除した方がいいのではないかというご発言だったと思いますが。

清水会長 5ページの方には、いまのことは残っているわけですから、花房委員がおっしゃるのは、3カ所まで言うこともないだろうということで、どこか1カ所消すかというご配慮なので、そうしたら、最後のところを消してはどうかということだと思います。

磯部第2分科会座長 会長にお任せします。

橋委員 騒音関係を専門にしている者として悩んでいるのですけれども、B案で、「騒音・振動影響の軽減に効果があるが」と言いますが、実は、このくらいの差では、数値でもあらわれていますように、差は小さいものです。3デシベルくらいの違いがあれば、ある程度明確になるかなという程度です。ですけれども、数値的に差があれば、どちらを選ぶかということ、やはり小さい方を選ぶので正しいと思うのですけれども、本当の心理的な影響まで考えると、1デシベルでは、軽減されるからこっちの方がいいと明言するほどの差ではないように思いますので、何かいい表現がないかなと思います。これは、比較をすればそちらの方がいいけれどもということです。

永井委員 「微量であるが」とかということでしょうか。

橋委員 そうですね。「比較をすれば」ということですね。

永井委員 じゃ、そういうふうには書けばいいですね。

清水会長 「A案よりもB案の方が、環境影響が微量ではあるが軽減される可能性がある」ですか。

橋委員 「軽減に効果があるが」とすると、間違いではないですが……。

清水会長 「微量であるが」と言えばね。

永井委員 「わずかではあるが」とかね。

橋委員 そうということですね。

永井委員 そういう、少しわかるような言葉を入れれば親切ですね。

清水会長 事務局、よろしいですか。

大坪副参事 はい。

永井委員 それとも、おっしゃった付属資料で、3デシベルくらいで効果があるとか、そういうことをちょっと挿入していただくといいかと思います。

清水会長 それでは、7ページ以下が残っておりますので、急いで見ていただきたいと思います。

中井委員 7ページ、8ページに関して、多少エディトリアルレベルを超えた意見なのでためらいがちではありますがありますけれども。

ここに個別の要望が書いてありますが、全体として、要望の全文といえますか、総体としてこういうことをお願いしたいという部分が必要なのではないかと考えております。具体的にその中にどういふことを書くのかということで、二つの点があるのではないかと考えております。

一つは、「はじめに」あるいは「答申にあたって」のところに、開発か環境かという二者択一を超えて、より高い次元からの統合のことをうたっている以上、何かそれに関連することを少しここで言った方がいいのではないかと。例えば、今回の総合アセスでは、豊かな環境の創造に寄与する行為を、できるだけ知恵を絞って出してくださいということがその制度の趣旨にあるわけですが、そこで具体的に、この配慮書の中に出てきているのは、緑とかオープンスペースとかで、そのことに関してもっと知恵を出してくれませんかという要望が一つ、配慮を求めてもいいのかなと思っています。

もう一つは、玉川上水は典型的だと思いますが、貴重な土木構造物であり、貴重な自然遺産である、そういうものを全部ひっくるめた上での、そこでの地域の生活の一体環境といえますか、一体物としてそこが大事なのだと。それをどういう言葉で表現するのがちょっと悩むところではありますが、こういう個別のことではなくて、もう少し総合的に地域の環境に配慮していただきたい。生活ソフトみたいなものも含めて。そういう二つが第3のまえがきにあった上でこれがあると、これは私の個人的な考えですが、さらに審査会のスタンスみたいなものがよく出てくるのかなという気がしております。

もう少し具体的に例を示して言えば、ここでは「玉川上水と緑地空間の保全に係る行政と地域住民との協働の推進」と書いてありますが、むしろ、玉川上水が持っている歴史的な価値であるとか、自然環境みたいなものを、積極的に広域的にアピールしていくような仕組みを考えてみてはどうかとか。もちろん、そこには地域の方々にも参加してもらいつつ。そういうことまで踏み込んで、ここは配慮を求める事項ということで、私は書いてもいいのではないかと考えておりますが、ややエディトリアルな要望を超えていますので、一応意見として述べさせていただきます。

清水会長 いまの提案はいかがですか。

柳委員 個人的には賛成です。中井委員に、少し大まかな案を書いていただいて、それを少しまた皆さんでたたいていくというのはいかがでしょう。

清水会長 それでは、中井委員から、いまおっしゃったことをもうちょっと短くしていただきたいと思いますが、この上に数行入れるという感じで、当然、前書きとも多少重なる面もあるし、例えば(3)などとも重なっているということで、いいのですけれども、もう一つ柱書きとして置いてはどうかということですから、それは趣旨としては内容が合っておりますし。

それから、本日はご欠席ですが、森田委員などは、もっと積極的にそのことをおっしゃっていましたが、今日おられれば、中井委員のご意見に同調し得る人がいるわけですね。

ということで、至急、案を事務局に出していただければと思います。

それでは、その点はそういうことにして、ほかはいかがでしょう。

柳委員 7ページの「その他配慮を望む事項」の下から3行目、「今後、事業実施までに」という

文言がありますが、これは先ほどもちょっと触れましたけれども、基本計画策定からさらに実施まで踏み込んでということになっていますよね。この文言を変えた方がいいと思います。

清水会長 これも「事業実施」ではない言葉に変えるということですね。

柳委員 はい。

清水会長 8ページまでのところでは、ほかにいかがでしょうか。

それでは、以上で、答申の本体は一応ご審議を終えたということにして、あと9ページと10ページがありますが、これは今後に向けての検討課題としてこの審査過程で気がついた点ですから、ほかにも検討課題はあり得ると思います。表現は色々あるかとは思いますが、ごらんいただいて、何かこういう重大なことがある、ここにこれを書くならほかにこういう視点があるではないかということがあったら、おっしゃっていただきたいと思います。

磯部第2分科会座長 10ページの4で、最初になお書きがあって、スコーピングの話がまず出てくるのですけれども、これは、趣旨はどういうことでしょうか。

清水会長 これは、先だって事業アセスの条例が改正になってスコーピング手続が加わったのですが、この総合アセスの議論と整合と取らねばならないということですね。

そういうことなので、要するに「スコーピングのあり方を念頭において」ということは、今回はガイドラインに即して配慮書をつくって、出来上がったものでどうですかというのが審査のスタンスですね。一方、事業アセスの方は、スコーピング手続において、こういう項目、あるいは、この範囲についてこういう調べ方で評価してみようと思うがどうかと言って、まず住民の意見を聴くわけです。そこが、まず規定で決めた範囲のことをやって、これでいいですかというのと大きく違うわけです。そういうことがあるから、総合アセス手続でそれをどのように整合をとるか。

そういうことがあって、そのあたりを少々ここに書いたというわけです。これはもちろん制度論の問題として、そちらへ問題を投げかけたことですね。

磯部第2分科会座長 そうすると、大きな3に行ってもおかしくはないわけですね。

清水会長 3から触発されているわけです。

磯部第2分科会座長 この付記の部分は、第2分科会の宿題リストでもあって、その表現や置く場所等について、もうちょっとご相談したいと思います。

清水会長 これはやはり9ページの3に書くのと、10ページの4に書くのと、意見があり得ますので、ここは、後ほど事務局で磯部委員に相談してみたいいただいて、どっちかにおさめるということはいかがでしょう。

磯部第2分科会座長 はい。

あと1点。その下の(1)、「マイナスの環境影響だけではなく、プラスの影響についても」とありますが、この「プラスの影響」というのは、プラスの環境影響ですね。社会的・経済的ということではないですよね。だとしたら、繰り返しておいていただいた方がいいかなと思います。

清水会長 それはよろしいですね。「プラスの環境影響」とする。

ほかにどうぞ。

柏木委員 この段階でも、先ほど言った基本計画とか、用語をきちんとしておいた方がいいと思います。例えば9ページでも、「計画内容に関する事前調整」とありますが、基本計画の内容とか何かという話になりますよね。どこを指しているのかが、こういうフローチャートときちんと合うような形で統一した方がわかりやすいのではないかと思います。

清水会長 わかりました。事務局の方で、それは一回見直すようにしてください。

ほかにいかがでしょうか。

柏木委員 評価項目に関連して、例えば、いま、大気汚染でも、騒音でも、振動でも、あまり差がないという話が出ましたけれども、道路端における、例えば大気汚染 1.5mの地点であったり、4mであったり、それだけに対応させて評価項目を定めていますから、差が出ないのは、それほど違わない案であればあまり出ないわけで、もし、こういう場合にもう少し詳細にやるのであれば、住宅地に 50m入った地点での数値とかを入れれば、少し出てくるかもしれないと思うんです。ですから、それを入れるのか、あるいは、そこまでは今回は言及しないのかだけはっきりしておいていただければいいと思います。

清水会長 それは、今後またガイドラインのあり方としても議論の余地があると思いますが、このガイドラインは、今回のようなケースの複数案を予想してはおりませんでしたので、そういうきめ細かいところに及んでいないわけです。そこを含めて、ガイドラインについては、ここで少し検討する課題になっておりますので、その中で。

中井委員 いまのお話とも若干関係があるのですが、最初のところで、この事例は、本制度が予定する典型的な事例であったとは言いがたいとしておりますが、一定の意義があるだろうということで評価をしているので、これからもそういうものを対象行為として受け入れていくつもりは、制度として持っているわけですね。

そうだとすれば、非常に狭い範囲での代替案をつくる時のガイドラインや、基準であったりみたいなものは、ガイドラインなのか、技術指針なのかの運用の見直しの中に、項目として入れておいた方がいいのではないのでしょうか。

清水会長 これはそういうつもりで書いています。今度のケースを踏まえて、それとスコーピングも入れるということです。

中井委員 その意味では、「代替案の作成の仕方」についても、何か触れているものがあってほうが、より明確かと思えます。

清水会長 それでは、以上をもって審査を終えてよろしゅうございませうか。

先ほど出ています点は、事務局の方で至急修正するとして、中井委員にもぜひ前文をご提出いただくということで、この答申は、全体としてご了承いただいたことにいたします。

ご協力、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴の皆さん、以上でございます。長時間、お疲れさまでした。

(傍聴人退室)

小島課長 答申のスケジュールを申し上げます。

今後のスケジュールですけれども、あさって30日に審査会を開催させていただいて、今日出していたご意見を決めていただいて答申をしていただく形でスケジュールとして組みさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

清水会長 それでは、これで終わります。ありがとうございました。

午後12時20分閉会